



# 鳥取県公報

平成 29 年 7 月 26 日 (水)  
号外第 66 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 選管規則 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則 (4) . . . . . 2
- 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則 (5) . . . . . 4

## 選挙管理委員会規則

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

### 鳥取県選挙管理委員会規則第4号

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則

第1条 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和27年鳥取県選挙管理委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">最高裁判所裁判官の<u>国民審査における</u>掲示に関する規程</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）<u>第14条の2第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による掲示（以下「退官等した場合における掲示」という。）及び同法第52条の規定による掲示（以下「氏名等の掲示」という。）</u>については、法令に定めるもののほか、この規程による。</p> <p>(掲示の様式)</p> <p>第2条 <u>退官等した場合における掲示は第1号様式又は第2号様式により、氏名等の掲示は第3号様式により</u>県の選挙管理委員会において印刷して市町村の選挙管理委員会に送付したものによらなければならない。</p> <p>2 <u>前項の掲示には</u>裁判官の氏名に振り仮名を付さなければならない。</p> <p>(掲示の補修)</p> <p>第3条 市町村の選挙管理委員会は、<u>前条第1項の</u>掲示が著しく汚損し又は破損したときは、直ちにこれと取換え又は補修しなければならない。</p> <p><u>第3号様式（第2条関係）</u> 略</p>	<p style="text-align: center;">最高裁判所裁判官の<u>氏名等の</u>掲示に関する規程</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定による<u>裁判官の氏名等の</u>掲示（以下「掲示」という。）については、法令に定めるもののほか、この規程による。</p> <p>(掲示の様式)</p> <p>第2条 掲示は、<u>別記様式</u>により県の選挙管理委員会において印刷して市町村の選挙管理委員会に送付したものによらなければならない。</p> <p>2 掲示には裁判官の氏名に振り仮名を付さなければならない。</p> <p>(掲示の補修)</p> <p>第3条 市町村の選挙管理委員会は掲示が著しく汚損し又は破損したときは、直ちにこれと取換え又は補修しなければならない。</p> <p><u>別記様式</u> 略</p>

第2条 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を次のように改正する。

附則の次に次の2様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

注意  
 最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項（第五条第五項）（第五条の三第一項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、 の上の×を書く欄には何も書かないでください。

平成 年 月 日  
 (市町村) 選挙管理委員会

備考一 投票用紙に氏名が印刷された審査に付される裁判官の中に最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項若しくは第五項又は第五条の三第一項に規定する場合に該当する者がある場合は、この様式を用いること。

二 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第2号様式（第2条関係）

注意  
 最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官 は、 年 月 日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である として印刷されています。

平成 年 月 日  
 (市町村) 選挙管理委員会

備考一 投票用紙に氏名が印刷された審査に付される裁判官の中に氏名に変更が生じた者がある場合は、この様式を用いること。

二 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 26 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

**鳥取県選挙管理委員会規則第 5 号**

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（異議の申出に対する通知等）</p> <p>第 5 条 法第24条第 2 項（<u>法第30条の 8 第 2 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による異議申出人及び関係人に対する通知書は、別記第 1 号様式によるものとする。</p> <p>2 市町村の委員会は、<u>法第24条第 2 項（法第30条の 8 第 2 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、その写しを県の委員会に提出するものとする。</p> <p>（船員の特例により不在者投票の投票用紙等を交付した場合の措置）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 市町村の委員会の委員長は、船長又はその代理人が令第59条の 6 第 2 項の規定によって投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求した場合において、これに対し投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付したときは、<u>指定船舶等の名称</u>、当該選挙の種類、交付年月日、交付枚数その他必要事項を記入した簿冊を調製するものとする。</p> <p>第 1 号様式（第 5 条関係）</p> <p>その 1（申出人に対する通知）</p> <p style="text-align: right;">（ 番 号 ）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申出人 様</p> <p style="text-align: right;">選挙管理委員会委員長 印</p> <p>選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について（通知）</p> <p>あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記のとおり決定しましたので、公職選挙法（<u>第30条の 8 第 2 項</u>において準用する同法）第24条第 2 項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>（異議の申出に対する通知等）</p> <p>第 5 条 法第24条第 2 項（<u>法第30条の 8 第 1 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による異議申出人及び関係人に対する通知書は、別記第 1 号様式によるものとする。</p> <p>2 市町村の委員会は、<u>法第24条第 2 項（法第30条の 8 第 1 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、その写しを県の委員会に提出するものとする。</p> <p>（船員の特例により不在者投票の投票用紙等を交付した場合の措置）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 市町村の委員会の委員長は、船長又はその代理人が令第59条の 6 第 2 項の規定によって投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求した場合において、これに対し投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付したときは、<u>指定船舶名</u>、当該選挙の種類、交付年月日、交付枚数その他必要事項を記入した簿冊を調製するものとする。</p> <p>第 1 号様式（第 5 条関係）</p> <p>その 1（申出人に対する通知）</p> <p style="text-align: right;">（ 番 号 ）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申出人 様</p> <p style="text-align: right;">選挙管理委員会委員長 印</p> <p>選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について（通知）</p> <p>あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記のとおり決定しましたので、公職選挙法（<u>第30条の 8 第 1 項</u>において準用する同法）第24条第 2 項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1～4 略

(注) 略

備考 略

その2 (関係人に対する通知)

( 番 号)

年 月 日

関係人 様

選挙管理委員会委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について (通知)

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法 (第30条の8第2項において準用する同法) 第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1・2 略

(注) 略

第3号様式 (第8条関係)

その1 (令第22条第1項の報告)

選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

年 月 日現在

(単位:人)

略

備考

1～3 略

4 「今回定時登録者数 (F) 欄」には、登録月の1日現在において名簿登録の資格を有する者で、法第22条第1項に規定する通常の登録日 (登録日が変更された場合はその日) に登録された者の数を記入すること。

5～8 略

その2 (令第22条第2項の報告)

選挙人名簿再調製報告書

選挙管理委員会

1・2 略

3 異議の申出期間

4 選挙人の数

略

備考 略

1～4 略

(注) 略

備考 略

その2 (関係人に対する通知)

( 番 号)

年 月 日

関係人 様

選挙管理委員会委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について (通知)

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法 (第30条の8第1項において準用する同法) 第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1・2 略

(注) 略

第3号様式 (第8条関係)

その1 (令第22条第1項の報告)

選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

年 月 日現在

(単位:人)

略

備考

1～3 略

4 「今回定時登録者数 (F) 欄」には、登録月の1日現在において名簿登録の資格を有する者で、当該登録月の2日 (登録日が変更された場合はその日) に登録された者の数を記入すること。

5～8 略

その2 (令第22条第2項の報告)

選挙人名簿再調製報告書

選挙管理委員会

1・2 略

3 確定年月日

4 縦覧期間

5 選挙人の数

略

備考 略

第3号様式の2（第8条関係）

その1（令第23条の16第1項において準用する令第22条第1項の規定による報告）

在外選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

年 月 日現在

区分	前回選挙 人名簿登 録日現在 の登録者 数(A)	前回選挙 人名簿登 録日後に 登録され た者の数 (B)	前回選挙 人名簿登 録日後に 抹消され た者の数 (C)	今回選挙 人名簿登 録日現在 の登録者 数(A) + (B) - (C) = (D)
略				

備考

- 1 選挙人名簿登録日現在の登録者数とは、法第22条第1項の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月において調製される選挙人名簿の登録が行われた日（以下「選挙人名簿登録日」という。）現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数をいう。
- 2 「前回選挙人名簿登録日後に登録された者の数(B)」欄には、前回の選挙人名簿登録日の翌日から今回の選挙人名簿登録日までの間に登録された者の数を記入すること。
- 3 「前回選挙人名簿登録日後に抹消された者の数(C)」欄には、前回の選挙人名簿登録日の翌日から今回の選挙人名簿登録日までの間に在外選挙人名簿から抹消された者の数を記入すること。
- 4 略

その2（令第23条の16第1項において準用する令第22条第2項の規定による報告）

在外選挙人名簿再調製報告書

選挙管理委員会

1・2 略

3 異議の申出期間

4 選挙人の数

略

備考 「再調製前の数」欄には、直近の法第22条第1項の規定による登録が行われた日又は衆議院議員若しくは参議院議員の選挙の期日の公示若しくは告示のあった日現在の登録者数を記入するこ

第3号様式の2（第8条関係）

その1（令第23条の16第1項において準用する令第22条第1項の規定による報告）

在外選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

年 月 日現在

区分	前回縦覧 時の登録 者数 (A)	前回縦覧 時以降に 登録され た者の数 (B)	前回縦覧 時以降に 抹消され た者の数 (C)	今回縦覧 時の登録 者数 (A) + (B) - (C) = (D)
略				

備考

- 1 縦覧時の登録者数とは、法第30条の7第1項の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月（以下「登録月」という。）の3日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数をいう。
- 2 「前回縦覧時以降に登録された者の数(B)」欄には、前回縦覧時から今回縦覧時までの間に登録された者の数を記入すること。
- 3 「前回縦覧時以降に抹消された者の数(C)」欄には、前回縦覧時から今回縦覧時までの間に在外選挙人名簿から抹消された者の数を記入すること。
- 4 略

その2（令第23条の16第1項において準用する令第22条第2項の規定による報告）

在外選挙人名簿再調製報告書

選挙管理委員会

1・2 略

3 確定年月日

4 縦覧期間

5 選挙人の数

略

備考 「再調製前の数」欄には、直近の縦覧時の登録者数を記入すること。

と。	
----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。